平成 21 年 1 月から 75 歳誕生月の自己負担限度額が半分になります

平成 21 年 1 月から、75 歳の誕生月に限り、75 歳になるまでに加入していた医療保険制度（国民健康保険、社会保険等）と 75 歳以降の後期高齢者医療制度それぞれの高額療養費の自己負担限度額が 2 分の 1 となります。

※誕生日が 1 日の方は、誕生月に加入している医療保険制度が後期高齢者医療制度のみのため対象とはなりません。
※ 65 歳から 75 歳の間に障害認定により後期高齢者医療に加入された方は、対象となりません。

（例）平成 21 年 3 月 15 日に 75 歳になり、国民健康保険から後期高齢者医療制度に加入となる方が、1 カ月入院していた場合（1 カ月の自己負担限度額が ４４，４００ 円の方の場合）

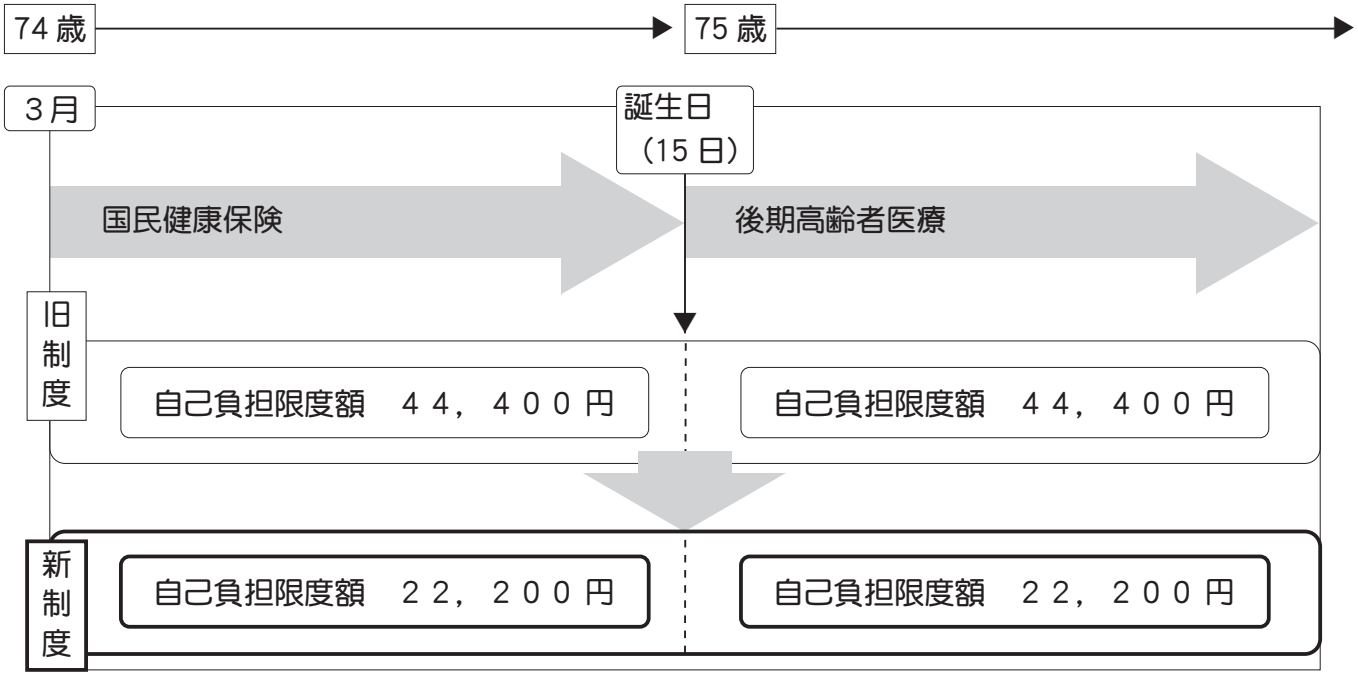

※ 75 歳になられる方が社会保険等の被保険者本人だった場合、その被扶養者の方は国民健康保険に加入されることになります。その月に限り、その被扶養者の方も高額療養費の限度額が 2 分の 1 となります。

高額療養費とは…
1 カ月に医療機関の窓口にてお支払いされた金額（医療費部分）が、自己負担限度額を超えた場合にその超えた部分を支給する制度です。後期高齢者医療制度では、一度高額療養費の申請をしていただくと、翌月以降に高額療養費に該当した場合は、登録された口座に自動的にお振込いたします。

問い合わせ先　役場保険課国保年金係